

アーティスト等緊急支援事業
「アートでつなぐ未来プロジェクト」Q&A【追加】

<対象者について>

Q 1-17 定職に就いていて、週末等に公演・展示等を行っていますが、対象者となりますか。

A 1-17 対象者となるのは、「主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方」等、募集要項に定める要件等を満たす方となります（詳しくは、募集要項をご確認ください）。

そのため、定職による収入で生計を維持されている方は、対象外となります。ただし、QA 1-5に記載のとおり、文化芸術活動による収入より他の活動（アルバイト等）による収入が多くても、アーティスト等としての活動を重点的に行っている方は該当します。

Q 1-18 出演者がプロフェッショナルであれば、制作スタッフはプロフェッショナルでなくても対象者となりますか。

A 1-18 対象者となるのは、「過去1年以上継続してプロフェッショナル（主に文化芸術活動に係る収入により生計を維持している方で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う又は当該公演・展示の制作に携わっている方）として芸術文化活動を行っていること」等、募集要項に定める要件等を満たす方となります（詳しくは、募集要項をご確認ください）。

そのため、プロフェッショナルでない制作スタッフは支援の対象とはなりません。制作に携わることは可能です（その場合、プロフェッショナルの出演者等のみで応募してください）。

<その他>

Q 6-2 システム上、チェックをすべき項目にチェックができない場合は、どのようにしたらいいのか。

A 6-2 応募書類については、電子メールにて送付していただくこととしていますので、お手数ですが、メール本文に下記内容を記載していただきますようお願いいたします。なお、応募書類②については、応募者毎に記載をお願いいたします。

(記載例)

今回、提出した応募書類①～③中のチェックすべき項目について、システム上チェックできませんでしたが、下記のとおりとなります。

応募書類① 「チェックリスト」全て該当します。

応募書類② 「主な活動分野」〇〇、××（該当するものを記載）

「主な専門領域」▲▲（該当するものを記載）

「チェックリスト」全て該当します。

応募書類③ 「作品の撮影場所」自宅／自宅外（いずれかを記載）

「チェックリスト」全て該当します。